

令和 7 年第 1 回大台町議会定例会

提出議案概要



令和 7 年 3 月

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【理由】

現在 5 名の大台町人権擁護委員の内 1 名の任期が、令和 7 年 6 月 3 0 日をもって満了となることから、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、候補者推薦につき議会の意見を求めるもの。

【内容】

氏名： かわむら のりひろ
河村 法 広 氏

経歴： 別冊「令和 7 年 第 1 回大台町議会定例会資料」を参照

任期： 令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日まで

議案第 6号 権利の放棄について

【権利の内容】

水道料金債権

【放棄する債権額】

- (1) 件 数 2 0 1 件
- (2) 債権額 3 2 3, 4 3 9 円

【権利放棄の理由】

- (1) 債務者本人が倒産及び破産し、債権を回収する見込みがなく、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
- (2) 債務者本人が死亡し、相続人及び財産の在否も明らかではなく、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
- (3) 債務者の所在が不明であり、財産の在否も明らかではなく、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。

議案第 7号 権利の放棄について

【権利の内容】

公共浄化槽使用料債権

【放棄する債権額】

- (1) 件 数 6 5 件
- (2) 債権額 2 7 4 , 8 4 5 円

【権利放棄の理由】

- (1) 債務者の所在が不明であり、財産の在否も明らかではなく、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
- (2) 上記以外で、債務の有無が不明であり、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。

議案第 8 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について
(大台町大杉谷地域総合センター)

【理由】

大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、対象となる公の施設について、管理を委任する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

【公の施設の名称】

大台町大杉谷地域総合センター

【指定管理者となる団体】

三重県多気郡大台町久豆199番地
特定非営利活動法人大杉谷自然学校

【指定の期間】

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【制定理由】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和5年法律第48号）の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うもの。

【主な内容】

次の4つの条例について、法改正に伴い引用する条ずれ等を改める。

- ・大台町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年大台町条例第20号）
- ・大台町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大台町条例第40号）
- ・大台町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年大台町条例第3号）
- ・大台町税条例（平成18年大台町条例第74号）

【施行期日】

令和7年4月1日

議案第 10 号 大台町立小学校のあり方検討委員会設置条例の制定について

【制定理由】

大台町における児童数の推移を踏まえ、大台町立小学校の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、大台町立小学校のあり方検討委員会を設置する条例を制定するもの。

【主な内容】

- 所掌事務 第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校の適正規模、適正配置などの学校のあり方について協議し、答申するものとする。
- 組 織 第3条 検討委員会は、委員8人以内で組織する。
 - 2 委員は、次に掲げる者のうちから大台町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 学校教育経験者
 - (3) その他教育委員会が必要と認める者

【施行期日】

令和7年4月1日

議案第 11 号 大台町議会議員及び大台町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

【改正理由】

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）に規定する選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられ、令和 4 年 4 月 6 日から施行されたこと及び今後改正が予定されている経費について、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

➤ 選挙運動用自動車（第 4 条関係）

	(改正前)	(改正後)
自動車の借入れ	15,800 円	16,100 円
燃料費	7,560 円	7,700 円

➤ 選挙運動用ビラ（第 8 条関係）

	(改正前)	(改正後)
1 枚当たり	7 円 51 銭	8 円 38 銭

➤ 選挙運動用ポスター（第 11 条関係）

	(改正前)	(改正後)
1 枚当たり	525 円 6 銭	586 円 88 銭
企画費	310,500 円	316,250 円

【施行期日】

- 選挙運動用自動車及び選挙運動用ポスターのうち、企画費に関する改正公布の日
- 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターのうち、作成単価に関する改正公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和●年政令第●号）の施行の日

議案第 12 号 大台町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

令和元年 6 月に改正された災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）において市町村の努力義務となった審議会等の設置について、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- 大台町災害弔慰金等支給審査委員会の設置（第 16 条）
 - ・委員 6 人以内で組織する。
 - ・委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - （1）識見を有する者
 - （2）その他町長が必要と認める者
 - ・委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
 - ・審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【施行期日】

公布の日

議案第 13 号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

1. 大台町災害弔慰金等支給審査委員会関係

新たに設置する「大台町災害弔慰金等支給審査委員会」の委員に係る報酬等について、所要の改正を行うもの。

2. 大台町立小学校のあり方検討委員会関係

新たに設置する「大台町立小学校のあり方検討委員会」の委員に係る報酬等について、所要の改正を行うもの。

3. 選挙関係

令和 7 年度執行予定の参議院議員通常選挙の執行経費について、投票所経費等の基準額を規定する国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正される見込みである旨の通知（令和 6 年 12 月 27 日付総務省自治行政局選挙部管理課事務連絡及び令和 7 年 1 月 6 日付三重県選挙管理委員会書記長事務連絡）があったことから、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 7 年 第 1 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

- 大台町災害弔慰金等支給審査委員会に関する改正
公布の日
- 大台町立小学校のあり方検討委員会に関する改正
令和 7 年 4 月 1 日
- 選挙に関する改正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和●年法律第●号）の施行の日

議案第 14 号 大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大台町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

【改正理由】

令和 6 年 3 月 29 日に公布された人事院規則の一部改正及び令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告を踏まえ、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- ・大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 - 週休日及び勤務時間の割振り等の見直し
所定の週休日に加え勤務しない日を設ける措置について、対象者を一般職員へ拡大。
 - 時間外勤務の制限の見直し
育児を行う職員の時間外勤務の制限について、対象者を拡大。

(現行)	(改正後)
3 歳に満たない子のある職員	小学校就学の始期に達するまでの子
- ・大台町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正
 - 附則第 2 項（暫定再任用職員のみなし規定）について、地方公務員法の一部改正に伴い引用する条文の項ずれを改める。

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 15 号 大台町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

令和 6 年 5 月 31 日に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

第 20 条（部分休業の承認）について、法改正に伴い引用する条項ずれを改める。

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 16 号 大台町職員の給与に関する条例等の一部改正について

【改正理由】

令和 6 年 8 月 8 日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われた。これを受け町においても、人事院勧告に基づいた給与改定を実施するため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- 扶養手当の見直し
配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を 13,000 円に引上げ。
- 地域手当の創設
5 級地（三重県）にあっては、支給割合 100 分の 4。
- 管理職員特別勤務手当の見直し
平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大。

（現行）	（改正後）
午前 0 時から午前 5 時	午後 10 時から午前 5 時
- 3 級（主査級）以上の給料の最低水準の引上げ
初号付近の給料表をカットして各級の初号の額を引上げ、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善。

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 17 号 大台町国民健康保険税条例の一部改正について

【改正理由】

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年 2 月 7 日政令第 32 号）が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い所要の改正を行うもの。

【改正内容】

➤ 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税限度額の引上げ

	(改正前)	(改正後)
・ 基礎課税額限度額	6 5 万円	6 6 万円
・ 後期高齢者支援金等課税限度額	2 4 万円	2 6 万円

➤ 軽減判定の見直し

	(改正前)	(改正後)
・ 5 割軽減判定時における被保険者数に乗ずる金額	2 9 万 5 千円	3 0 万 5 千円
・ 2 割軽減判定時における被保険者数に乗ずる金額	5 4 万 5 千円	5 6 万円

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 18 号 大台町普通河川管理条例の一部改正について

【改正理由】

現行条例の罰則規定を河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に規定する罰則規定と同等にするよう所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 7 年 第 1 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

公布の日

議案第 19 号 大台町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【改正理由】

非常勤消防団員等に係る損害補償について定める非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の改正に伴い所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 7 年 第 1 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 20 号 大台町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

【改正理由】

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められたため所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 7 年 第 1 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 21 号 大台町税条例の一部改正について

【改正理由】

令和 4 年 4 月 27 日に公布された道路交通法の一部改正により、マイナンバーカードと運転免許証一本化に関する規定が整備され、令和 7 年 3 月 24 日から運用が開始されることに伴い、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- 軽自動車税の種別割の減免を受けるための資料として、運転免許に関する情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）を追加。
- 申請書に記載する事項として、マイナンバーカードに記録されている免許情報記録の番号及び有効期限の記載も可能。

【施行期日】

令和 7 年 3 月 24 日

議案第 22 号 令和 6 年度大台町一般会計補正予算（第 12 号）

議案第 23 号 令和 6 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 24 号 令和 6 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）

議案第 25 号 令和 6 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 26 号 令和 6 年度大台町水道事業会計補正予算（第 5 号）

議案第 27 号 令和 6 年度大台町生活排水処理事業会計補正予算（第 5 号）

別冊「令和 6 年度 補正予算説明資料（第 1 回定例会）」をご参照ください。

議案第 28 号 令和 7 年度大台町一般会計予算

議案第 29 号 令和 7 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 30 号 令和 7 年度大台町介護保険事業特別会計予算

議案第 31 号 令和 7 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 32 号 令和 7 年度大台町水道事業会計予算

議案第 33 号 令和 7 年度大台町生活排水処理事業会計予算

別冊「令和 7 年度 当初予算の概要」及び「令和 7 年度 一般会計当初予算事業説明資料」をご参照ください。